

# 仙台市公文書館年報

第2号（令和6年度）



仙台市総務局文書法制課公文書館

## 目次

I	仙台市公文書館の概要	
1	設置目的	1
2	沿革	1
3	施設概要	2
4	事業内容	3
5	予算概要	3
II	令和6年度実績	
1	利用状況	4
2	展示等の普及活動	4
3	その他	6
III	研究報告	
	【資料紹介】 「明治44年以降 施設要項調」・「明治43年 日誌」 : 明治末における仙台市立南材木町小学校の教育 (木暮遙奈)	8
IV	参考資料	
	仙台市公文書等の管理に関する条例	23

## I 仙台市公文書館の概要

### 1 設置目的

仙台市では、市の諸活動について現在及び将来の市民に説明する責務を果たしていくため、保存期間が満了した公文書のうち歴史資料として重要なものを「歴史的公文書」として永久に保存していくこととしました。

仙台市公文書館は、これらの歴史的公文書等を適切に保存し、皆様に利用していただくことを目的に、「仙台市公文書等の管理に関する条例」に基づき設置された施設です。

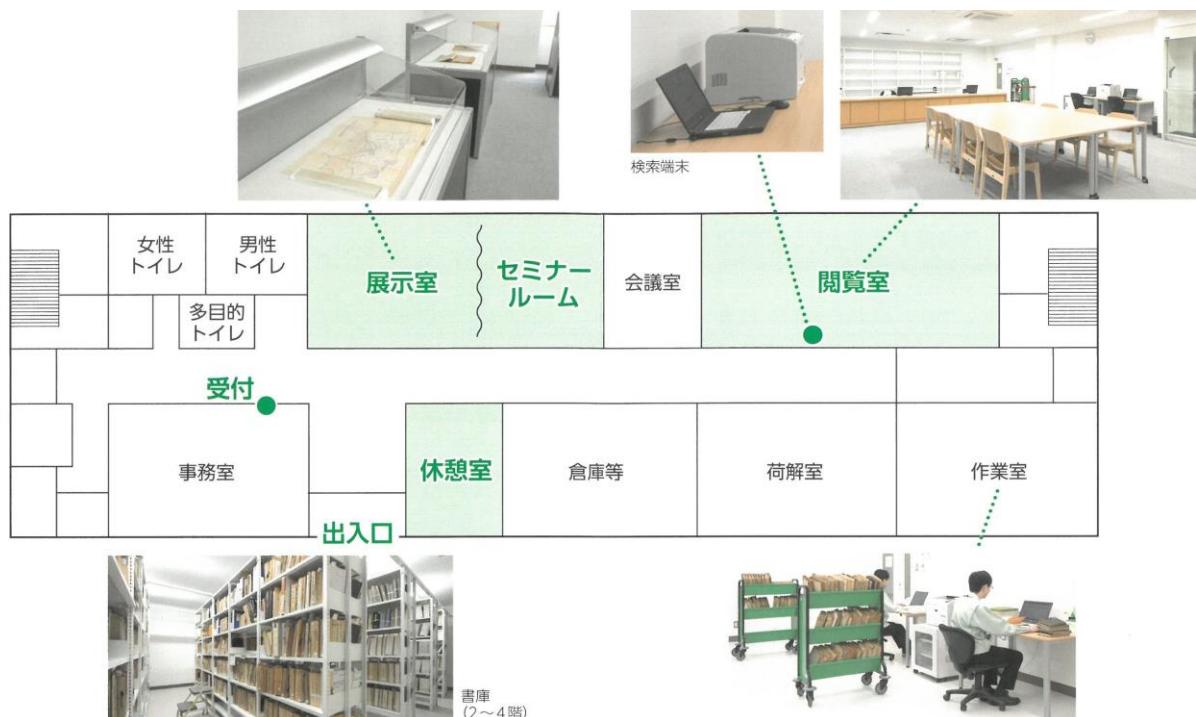
### 2 沿革

平成 21 年 3 月	「仙台市史編さん事業に関する提言書」（仙台市史編さん委員会）
平成 21 年 7 月	「公文書等の管理に関する法律」公布
平成 25 年 8 月	「市史編さん事業の収束についての提言書」（仙台市史編さん委員会）
平成 27 年 3 月	仙台市史編さん事業終了 「歴史的公文書の収集選別基準」策定
平成 29 年 2 月	旧貝森小学校の校舎を利活用した公文書館設置を決定
平成 30 年 4 月	総務局総務部文書法制課に公文書館設置準備室を設置 保存期間が満了した公文書の選別、移管を開始 移管された歴史的公文書等の補修、整理を開始
平成 31 年 2 月	「（仮称）仙台市公文書館改修工事基本設計」を策定
令和 2 年 3 月	「（仮称）仙台市公文書館改修工事実施設計」を策定
令和 2 年 7 月	「（仮称）仙台市公文書館運営検討会議」を設置 有識者より、歴史的公文書等の選別基準や利用審査基準、公文書館の展示や企画等について意見を聴取（令和 5 年 6 月まで全 9 回開催）
令和 2 年 9 月	旧貝森小学校校舎の改修工事着工（令和 3 年 7 月竣工）
令和 3 年 4 月	「仙台市公文書館目録システム」を構築開始（令和 4 年 6 月構築終了、12 月システムへの登録開始、令和 5 年 7 月一般公開）
令和 3 年 10 月	書庫内に書架を設置
令和 4 年 3 月	所蔵資料を書庫に搬入
令和 4 年 7 月	福島県沖地震（令和 4 年 3 月）の被害に係る修繕工事を実施
令和 4 年 8 月	所蔵資料を燻蒸処理
令和 4 年 10 月	「（仮称）仙台市公文書等の管理に関する条例」中間案パブリックコメント実施
令和 4 年 11 月	公文書館設置準備室を施設内に移転
令和 5 年 3 月	「仙台市公文書等の管理に関する条例」制定
令和 5 年 5 月	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会に加入
令和 5 年 6 月	「仙台市公文書館における歴史的公文書等の利用決定等に係る審査基準」策定
令和 5 年 7 月	仙台市公文書館開館 「仙台市歴史的公文書選別基準」策定 「仙台市歴史的公文書選別基準運用ガイドライン」策定

### 3 施設概要

【名称】	仙台市公文書館
【所在地】	仙台市青葉区貝ヶ森五丁目 6 番 1 号（旧貝森小学校）
【開館】	令和 5 年 7 月 3 日
【開館時間】	午前 9 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）
【休館日】	土・日曜日、祝休日及び年末年始
【建物】	鉄筋コンクリート造地上 5 階建
【敷地面積】	2,449.90 m <sup>2</sup>
【建築面積】	948.62 m <sup>2</sup>
【延床面積】	3,698.45 m <sup>2</sup>
【駐車場】	あり
【書架延長】	3.7 km
【目録登録件数】	16,352 点（令和 7 年 3 月 31 日時点） 公文書（合併旧自治体含む）、旧公図、写真、刊行物、市史編さん資料等
【職員構成】	館長 1 名、事務職員 3 名、学芸員 5 名の計 9 名
【施設内容】	1 階：閲覧室、展示室、休憩室、作業室、荷解き室、撮影室、事務室等 2～4 階：書庫 5 階：屋上倉庫

【1 階平面図】



## 4 事業内容

①歴史的公文書等を保存し、一般の利用に供すること

- ・歴史的公文書の選別、移管

- …市が作成、收受した公文書のうち、「歴史資料として重要な公文書を選別するための基準（仙台市歴史的公文書選別基準）」に該当する公文書を各課にて選別し、保存期間満了後も引き続き公文書館で保存するために移管する

- ・歴史的公文書等の整理、保存

- …歴史的公文書等は、公文書館において永久に保存する

- …歴史的公文書等の保存のため、殺菌や殺虫のための文書燻蒸や、クリップやホチキス針等金属の取外し、傷んでいる箇所への補修等を行う

- …管理用の番号を付け目録に登録、温湿度管理された書庫で保管

- ・歴史的公文書等の利用

- …歴史的公文書等について、ホームページで公開している目録システム、又は閲覧室内の目録システムの端末から利用したい資料を検索し利用請求をすることで、歴史的公文書等を利用することができる（審査不要の文書は即日利用可能）

②歴史的公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと

- …公文書館の職務に関する知識・技術の習得、業務における調査研究内容の発表

③歴史的公文書等の普及活動に関すること

- ・歴史的公文書等の展示や広報

- …公文書館内の展示室などにおいて、歴史的公文書等のレプリカやパネルを利用し、仙台市のこれまでの足跡や出来事を展示する

## 5 予算概要

- ・令和6年度歳出に係る当初予算及び決算について

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差額
需用費	6,761,000	5,113,217	1,647,783
役務費	225,000	168,563	56,437
委託料	25,591,000	20,106,894	5,484,106
使用料及び賃借料	506,000	326,193	179,807
備品購入費	937,000	900,311	36,689
負担金	70,000	67,800	2,200
その他	120,000	118,614	1,386
合計	34,210,000	26,801,592	7,408,408

## II 令和6年度実績

### 1 利用状況

#### 【施設利用概況（延べ数）】

	来館者	利用請求	利用決定	一部利用決定	利用制限決定	利用申込(※)
令和5年度	229人	147冊	138冊	9冊	0冊	249冊
令和6年度	247人	77冊	74冊	3冊	0冊	210冊
合計	476人	224冊	212冊	12冊	0冊	459冊

※利用請求によらない簡便な方法による利用。刊行物等、歴史的公文書のうち審査不要のものが対象。

## 2 展示等の普及活動

### 【常設展示】

#### ◎「仙台市のあゆみ（市政施行から政令市指定まで）」

仙台市が成立（明治22年）してから平成元年の政令指定都市移行までの「仙台市のあゆみ」を、公文書館が所蔵する歴史的公文書等のレプリカやパネルを利用して展示しています。展示ケースごとに①仙台市の誕生、②街の機能の拡大・都市機能の整備、③合併による市域拡大・戦時体制下の市政、④仙台市の戦後復興、⑤「健康都市宣言」と「防災都市宣言」、⑥泉市、宮城町、秋保町との合併を経て政令指定都市への6つの時代・テーマに分かれています。

#### 《主な展示内容（レプリカ）》

『明治22年 引継書』（最後の仙台区長十文字信介から初代仙台市長遠藤庸治への引継書）

『昭和8～19年 雜書類』（仙台市章制定時の起案文書等）

#### ◎「旧仙台市立貝森小学校メモリアル展示」

公文書館の建物は平成27年3月に閉校となった旧仙台市立貝森小学校の校舎を改修して利用しています。休憩室内に貝森小学校の沿革をまとめたパネルや校舎に設置されていた校章の実物などを展示しています。



## 【企画展示】

展示室の一角では、話題性のある出来事を契機として、関連する収蔵資料を紹介する企画展示を実施しています。令和6年度は4件の企画展示を行いました。

### ① 東北縛まつり

6月に開催された東北縛まつりに合わせ、平成23年の第1回東北六魂祭の記録を紹介しました。東北縛まつりは、東北六魂祭の後継イベントとして平成29年より開催されています。

展示期間： 令和6年5月～令和6年11月

展示資料： 『東日本大震災 1年の記録 とともに、前へ仙台』  
『東日本大震災 仙台復興のあゆみ』

### ② 仙台の姉妹都市

東北縛まつりの展示とあわせて、仙台市の海外姉妹都市について紹介しました。昭和32年に提携を開始したアメリカ・リバサイド市との交流のほか、昭和42年に提携したフランス・レンヌ市との協定書の写しなどを展示しました。

展示期間： 令和6年5月～令和6年11月

展示資料： 『市政要覧仙台 1971』『市政だより 第777号（昭和37年11月15日）』  
『仙台市とレンヌ市の姉妹都市提携調印式記念 1971.9.6』

### ③ 地下鉄南北線 新型車両運行開始

仙台市地下鉄南北線の新型車両「3000系」が10月24日より運行を開始したことにあわせ、昭和62年の地下鉄開業当時の写真やデザイン計画に関する資料、平成27年の東西線開業時の市政だよりなどを紹介しました。

展示期間： 令和6年11月～令和7年6月

展示資料： 『仙台市高速鉄道南北線 各工区完成予想図と現況写真』  
『グラフせんだい 1987.7 No.42』  
『仙台市地下鉄のデザイン計画・市政だより 泉区版』

### ④ 本庁舎建替（令和5年度より継続展示）

現在進められている本庁舎建て替え事業に関連し、昭和4年から昭和40年まで使用されていた旧本庁舎の設計図面や外観写真が掲載された公報を紹介しています。

展示期間： 令和5年7月～（展示中）

展示資料： 『昭和4年市廳舎新築竣工関係図面「仙臺市庁舎設計図面」（複製）』  
『仙台市公報「仙臺市公報第二十一號」（複製）』



「東北縛まつり」「仙台の姉妹都市」



「本庁舎建替」「地下鉄南北線新型車両運行開始」

### 【講演等】

- ◎東北大学大学院文学研究科 認証アーキビスト養成コース科目 アーカイブズ学研究演習  
「仙台市における公文書管理と公文書館の取り組みについて」（令和6年6月20日）
- ◎内閣府 公文書管理フォーラム（第5回） 地方公共団体による講演  
「公文書等管理条例の制定と仙台市公文書館の開館について」（令和6年7月30日）

### 【視察・見学受入れ】

- ◎10件（自治体5件、その他団体5件）92名

## 3 その他

- ◎全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 第50回全国（仙台）大会

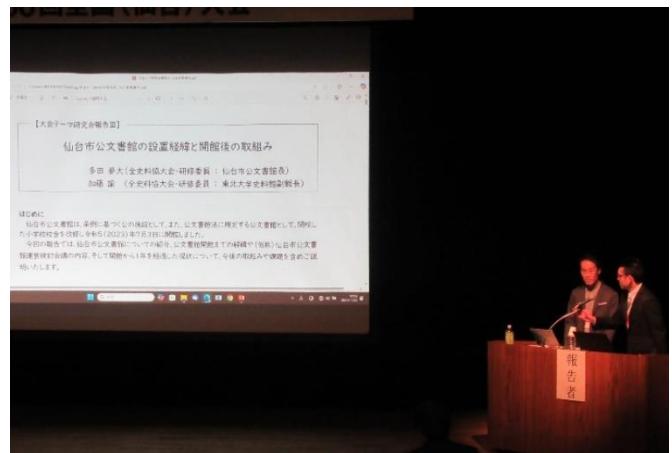
令和6年11月21日・22日、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）主催、仙台市共催による第50回全国（仙台）大会がトーキネットホール仙台（仙台市民会館）にて開催され、全国の公文書館や博物館などから193名の参加者が集いました。

1日目に実施された研修会（施設視察）では、当館の通常公開エリアに加えて作業室や書庫などのバックヤードも公開し、63名の参加者にご見学いただきました。

2日目には、東北大学史料館とともに「仙台市公文書館の設置経緯と開館後の取組み」と題した研究会報告を行い、当館の設立背景やこれまでの活動について紹介しました。続いて行われた総合討論では、今回の大会テーマである「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」に沿って、酒田市、仙台市博物館、仙台市公文書館の登壇者がそれぞれの取組みを紹介し、活発な意見交換が行われました。



研修会（施設視察） 作業室見学の様子



研究会報告「仙台市公文書館の設置経緯と開館後の取組み」

### **III 研究報告**

令和 6 年 仙台市公文書館年報論文

【資料紹介】「明治 44 年以降 施設要項調」・「明治 43 年 日誌」

：明治末における仙台市立南材木町小学校の教育

仙台市公文書館 学芸員

木暮遙奈

## 1.はじめに

本稿は、仙台市公文書館（以下、「当館」という。）に所蔵されている仙台市立南材木町小学校に関する 2 点の資料をもとに、明治末の当校の組織体制や教育法等を概観し、当該期における仙台市内の小学校教育の一端を紹介するものである。当館には、明治・大正期の小学校関係の資料がいくつか所蔵されているが、なかでも日誌等、継続的な記述があり、当該期の状況が比較的読み取りやすいものが本稿で扱う資料である。

南材木町小学校は、1873（明治 6）年 7 月 5 日に設立された現存する小学校である。簡単に沿革を記すと、1887（明治 20）年の「小学校令」によって尋常小学校となり、1890（明治 23）年の「小学校令」では尋常高等小学校となっている<sup>1</sup>。また、1907（明治 40）年の「小学校令」改正による義務教育 6 カ年制等により学齢児童が激増し、高等科 2 学年までをそれまでの尋常科 4 学年の上に据える措置をとったが、1916（大正 5）年には再び尋常小学校となり、高等小学校としての機能は仙台市内の他校<sup>2</sup>が担うこととなった。

本稿で扱う資料は、南材木町小学校の「明治 44 年以降 施設要項調」（以下、「施設要項調」という。）と「明治 43 年 日誌」（以下、「日誌」という。）であり、上記をふまえると、1916（大正 5）年に尋常小学校となる直前の時期に作成されたことがわかる。以下より 2 点の資料について紹介し、若干の考察を加えてみたい。



【写真 1】「施設要項調」表紙写真

## 2.「施設要項調」にみる明治末における南材木町小学校の教育体制

当資料には、「答申書」、「訓練教授ニ関スル成績施設申報」（以下、「申報」という。）、「報告書」と 3 つの内容が続いている。「答申書」は冒頭の文から、1911（明治 44）年 1 月 15 日に当時の校長 木名瀬徳力が当時の仙台市長 遠藤庸治（1849-1918）に宛てて提出していたことがわかり、「客年十二月十三日御諮詢相成候條項別紙之通り取調此段及答申候也」とあることから、1910（明治 43）年の 12 月 13 日に仙台市から諮詢を受け、それに対する返答として作成されたものである。当時、校長の木名瀬は、1910（明治 43）年 11 月 6 日付で当校の校長に任命されていたため、当資料の作成は校長となって間もない時期の仕事

<sup>1</sup> 仙臺市史編纂委員會『仙臺市史 4 別編 2』仙臺市役所、1951 年、125 頁～126 頁。

<sup>2</sup> 高等小学校としての機能を担ったのは、ともに仙台市内の東二番丁（五橋）小学校（1910（明治 43）年開校）と北五番丁小学校（1915（大正 4）年開校）である。（仙台市史編さん委員會『仙台市史 通史編 7 近代 2』仙台市、2009 年、182 頁～183 頁。）

であったといえよう<sup>3</sup>。資料が作成された大元の経緯は不明で、あくまで推測の域に止まるが、明治末から大正期にかけて小学校の体制が整い、これによって改めて市が各校の状況を把握しようとしたためとか、資料作成時に第6代仙台市長であった遠藤庸治の政策によるもの<sup>4</sup>であったこと等が考えられる。

「答申書」には、①市立小学校において統一が必要な事項、②将来仙台市民への教育として教授上および訓練上特に必要な事項、③児童の成績を検閲する方法、④実施している教員の執務に関する指導方法、⑤教授および訓練に関して実施している研究方法とその状況の5つの項目が記載されている。このうち本稿では、④と⑤に注目してみたい。

④にはいくつかの項目が記載されているが、その1つに「職務上招議研究ノタメ左ノ會ヲ開ク」との記述があり、⑤から具体的な内容が窺えるものもあるため、以下【表1】にまとめた。

【表1】明治末の南木材町小学校の各会とその内容

名称	開催回数	内容・結果
職員會	毎月1回以上	
部會	隨時	
部長會	隨時	
同學年打合會	毎週1回以上	同学年の担任で空き時間があるときは、実地授業を参観し、批評打合せを行って研究を重ねる。 →良好な結果が認められた。
實地授業研究會	毎月2回	他校および関係者の参観を請い、批評研究を行う。 →児童の成績が向上した。
同学年授業参観		「同學年打合會」の内容・結果と同様か。
市内小学校の参観	1学期間に1回	職員全員で行い、報告研究会を開く。 →効果は顕著であった。
市外小学校の参観		職員が毎月25銭ずつ拠金して旅費を補助し、市の許可を得て毎月1回2人ずつ行い、全職員2年で完了。 →見聞を広め、人格を修養する等、多大な利益があった。
各科目ノ分擔研究		各教科主任を置いて、教材の研究を行う。 →教授において非常に参考になった。

当館蔵「明治44年以降 施設要項調」より作成。

<sup>3</sup> 当館所蔵「明治43年 日誌」より。

<sup>4</sup> 遠藤庸治（初代、2代、6代仙台市長）は、1892（明治25）年に仙台市教育会を立ち上げた人物であり、この時期の小学校増設や、2期目には実業教育等にも尽力したことで知られる。当資料は第6代仙台市長となった遠藤に提出されているため、この時期の小学校教育にも関わっていた可能性が考えられる。（仙台市史編さん委員会『仙台市史 通史編6 近代1』仙台市、2008年、170頁。）

【表1】から、さまざまな会があったことが窺えるが、なかでも「同學年打合會」、「實地授業研究會」、「市内小学校の參觀」、「市外小学校の參觀」、「各科目ノ分擔研究」は具体的な内容とともに良好な結果も記載されており、興味深い。ここから、教員1人1人が質の高い教授および訓練を行うために校内外において必要な研究を積んでいたことがわかり、校内全体でこれらの体制が整えられていたことは注目される。当校の教授および訓練に対する積極的な姿勢は「市外小学校の參觀」のために教員が自ら毎月拠金して旅費を補助していたことからも窺えよう。

「答申書」には、「申報」と「報告書」が続いているが、「申報」は、経年劣化により文字の判別が困難な箇所が多いことから、以下では「報告書」をメインに紹介する。これらは、上記「答申書」が作成された月日との相違（「申報」は1911（明治44）年作成と思われるが、月日は不明。「報告書」は1911（明治44）年7月作成）や、「答申書」とは別に個別に綴じられていることから、作成後に1冊にまとめたものと考えられる。なお、「申報」についてごく簡単に記しておくと、1910（明治43）年度の教授成績や欠席児童および低能的児童の扱いのほか、1911（明治44）年度の計画が記載されている。このなかで、児童1人1人の個性に即した教育計画の記載等、当年の反省をふまえて次年度に生かす試みも確認できる。

続いて「報告書」の内容をみていこう。ここでは、当校の組織や教授法等が詳細に記載されている。当資料が作成された1911（明治44）年7月の時点で当校は尋常高等小学校であったため、冒頭には尋常科と高等科の編成が男女別に記載されており、続けて教授に関する具体的な内容が記されている。

「報告書」には、「教授ニ関スル事項」という項目があり、さらにそのなかにいくつかの項目が列挙されている。このなかから本稿では、①「各教科教材研究」、②「教授用具及學用品ノ整備」、③「學藝會・運動會・成績品展覽會・成績品回覧」、④「各教科特種的施設」について取り上げてみたい。各項目からは、当校の教授や組織の様子を詳細に知ることができるため、以下より紹介していく。

まず、①「各教科教材研究」であるが、これは前述した【表1】の「各科目ノ分擔研究」と同様と思われる。ここでは冒頭に、教授を欠点なく行うためには教材を知悉してその順序方法を考えることが肝要であるとし、そのために各受け持ち学級において、教科ごとに研究調査を行う研究主任を2、3人定め、十分な研究と正確な調査を行い、これを教授上の資料とするとある。この作業は、1910（明治43）年度から実施しており、教授において不明な箇所があるときは、該当教科の研究主任に質問し、説明を受けるという仕組みであった。これによって、教授の準備期間の短縮等、大きな効果があったと記されている。また、実際に行っていたこととして「讀本研究」の例が記載されており、調査対象がわかるため、以下にいくつか抜粋してあげておく。

- 一、教授事項ハ形式ニハ新出文字、新出語句及讀ミ方（假名ヲ附ス）且其意義ヲ附シ内容ニハ其含ム所ノ内容ニツキ記スルコト
- 一、讀ミ方ハ漢字全部ノ讀ミ方ヲ記スルコト（新出文字ヲ省ク）
  - 意義ハ主要ナル漢字及語句ノ意義ヲ記スルコト（全）
  - 假名遣ハ主要ナル字音其他ヲ記スルコト
  - 書キ方ハ主要ナル漢字及假名ノ結構筆順ヲ記スルコト
  - 話シ方ハ話シ方トシテ取ルヘキ事項ノ要点ヲ記スルコト
  - 應用ハ綴リ方トシテノ題目及書取改作等ニ要スル事項ノ大要ヲ記スルコト
- 一、熟語ハ特ニ組ミ合セテ知ラシムヘキモノヲ記スルコト

これをみると「各教科教材研究」で作成されたものは、教授を行う上で重宝する“研究ノート”であったと考えられよう。これは、教材の内容を各教科の研究主任が調査・研究したもので、それを各教科の教員が教授を行う前に読み込んで理解するために用いられたのだろう。例としてあげられているのは、読本の内容であるため、「読み方」や「書き方」等についての記載がある。すべての漢字に「読み方」を付すことや、「書き方」に筆順を付すこと、熟語は組み合わせて学ばせるべきものを記す等、かなり細かい指示がなされている。その名の通り「教材研究」がなされていたわけだが、各教材を教科担当の教員が読み、教授を行うという流れの前に、教員のための研修ともいべき作業が加わることで教授の質が向上することは想像に容易い。このような取り組みは、当校が大規模校であったために実現したものと思われるが、学校側の教授に対する熱意が窺える。

続いて、②「教授用具及學用品ノ整備」についてみていく。やや長文であるが、以下に該当箇所の原文をあげておく。

#### 教授用具及學用品ノ整備

教授ハ主トシテ直觀的ナラズ可カラズ 故ニ教授上ニ使用スル器具其他庶物標本等ニ對シテハ年々之ヲ調査シ其各學年別調査ノ一覽表ヲ目睹シ易キ所ニ掲示シ置キ各主任ヲシテ研究實驗セシメ常ニ之ヲ増補シ亦改良ヲ加ヘテ教授ノ利便ヲ圖ルコトニ努ム

殊ニ児童學用品ニツキテハ委員ヲ設ケ經濟實用ノ両方面ヨリ考查ノ上選定セリ 然ルニ市外一般ノ雜貨店ニテ販賣スル者ハソノ品質區々ナルノミナラズ至テ高値ナルヲ以テ選定セル効果極メテ薄シ依ツテ校内ニ共同購買部ヲ設ケテ選定セシモノ、中筆、紙、墨、鉛筆、色鉛筆、繪ノ具等日常必須ナルモノ數品ヲ販賣シタルニ供給ヨロシク學用品一定ニテ教授上ノ便益頗ル大ナリ

購買部ハ職員四名交互ニ上級児童ヲ指導シテ取扱ハシメシニ成績ヨロシク一ハ簿記ノ實習トモナリ商業上ノ知識ノ助トモナリ都會ニ於ケル施設トシテ最モ策ノ得タルモノト認ム

貧窮児童ノ學用品ハ保護者會ノ補助ト共同購買部ノ利益金（四捨五入等ノ関係ヨリ生スルモノニテ尤モ少額）トノ両方面ヨリ供給ヲナシテ遺憾ナカラシメタリ

ここで注目したいのは、教授用具の継続的な調査および研究実験と「共同購買部」の設置である。教授用具については、「年々之ヲ調査」し、「各主任」が研究と実験を行うことで、増補および改良が加えられていた。つまり、当校の教授に使用するものは独自の基準のうちではあるが、常に最適な状態に保たれていたのである。「各主任」というのは、おそらく前述した研究主任のことと思われるが、彼、彼女らは教材に加えて教授用具の調査も担っていたと考えられよう。また、「共同購買部」の設置からは、経済面や実用面に加えて、上級児童の簿記実習や貧窮児童の救済といった教授上の便宜だけではないさまざまな利点がみられ、注目に値する。当校では、教授に入る前の段階として、多角的な視点から教材および教授用具等の整備がなされていたことが窺える。

次に、③「學藝會・運動會・成績品展覽會・成績品回覧」について、こちらも長文であるが、以下に該当箇所の原文をあげておく。

## 學藝會・運動會・成績品展覽會・成績品回覧

學科ノ復習、發表練習、發音矯正、禮儀作法ノ練習トシテ學藝會ヲ開キ次ノ事項ヲ行ハシム  
談話、對話、朗讀、諳誦、揮毫（書方、図画）、獨唱、合唱、作法、説明、等ナルベク各教科ニワタ  
リテナサシムルモノトス  
右ノ外職員ノ理化学實驗、談話等ヲモ加フ  
各部毎ニ行フモノ（隔月一回）  
學年毎ニ行フモノ（隨時）  
校長及教員ハ會ノ結果ニツキ注意訓誡ヲ加ヘテ次回ノ奮勵心ヲ喚起スルカ故ニ回一回毎ニ進境ヲ示  
セリ  
學藝會終了後職員會合シテ批評會ヲ開キ指導上ノ参考ニ資ス

（學藝會開催規定略）

成績品展覽會ハ父兄會、證書授與式ソノ他ノ集會ニテ父兄ノ學校ニ來集スル時ニ全校児童ノ成績物  
(綴り方、書き方、圖画、手工、裁縫等)ヲ陳列シテ觀覽セシム  
右ハ尋常一學年ノモノヨリ高等二學年ノモノマデ全体ヲ通覽スルガ故ニ年一年ト進歩ノアト見エテ  
學習セシムルコトノ至樂ヲ感ジ學用品ノ供給復習ノ獎勵等ニ注意スルニ至ル  
成績品回覧 各教科學修上ノ獎勵並ニ父兄ヲシテ児童ノ成績ヲ知ラシメ比較對照、家庭ノ獎勵ニ資  
センガタメニ毎月一教科乃至二教科ツヽノ成績ヲトリ該學級ノモノヲ一綴トシ評語ヲ附シテ各家庭  
ニ順次回覧セシム  
回覧ニ供スベキ學科ハ  
讀方、綴り方、書き方、圖画、算術、地理、歴史、等  
右ハ昨年度ヨリ實施シテ前ニ舉ケタル教科全部ノ回覧ヲ終リ更ニ第二回ノ回覧ヲ實行シツヽアリ  
児童ハ比較對照ノ結果家庭ノ獎勵ヲ受クルガ故ニ平常學習ノ際大ナル奮勵努力ヲナシ成績ノ上々大  
ナル進歩ヲ來セリ  
（規定略）

上記から「運動會」に関する記述はみられないが、そのほかの各会の内容が示されている。「學藝會」の記述からみしていくが、その前に当時の学芸会について補足しておこう。

佐々木正昭氏によると、学芸会は、1903（明治36）年頃から、それまでの学芸練習会に代わる名称として登場してきたという<sup>5</sup>。当初は、学芸会という名称および意義が定着しなかったが、1907（明治40）年以降になると、小学芸会として日常的に行われ、保護者や学校関係者に學習の成果を披露する場となっていました。なお、小学芸会に対し、大学芸会というのもあり、これは天長節拝賀式等の儀式と結びついで保護者や関係者に披露するものであった<sup>6</sup>。ともあれ、初期の学芸会はあくまで學習発表の場であり、華やかなものではなかったのである。

これをふまえて、当校の「學藝會」をみていく。当資料が作成されたのは1911（明治44）年であるため、佐々木論文によると学芸会が認知され始めた時期であるといえよう。目的は「學科ノ復習、發表練

<sup>5</sup> 佐々木正昭「学校の祝祭についての考察：学芸会の成立」『人文論究』第57号（1）、関西学院大学人文学会、2007年、65頁～66頁。

<sup>6</sup> 前掲註5：佐々木正昭「学校の祝祭についての考察：学芸会の成立」65頁～66頁。

習、發音矯正、禮儀作法ノ練習」であり、各教科の成果を披露する場となっていた。なお、前掲の佐々木論文には、明治 10 年代末の自然科学教育ブームによって教育展覧会が盛んになり、「人々を驚嘆させるような科学の展示と実験の披露が、学校教育の意義を人々に納得させる効果的な学事奨励の手段となつた。…(中略)…明治 20 年代に入つてもますます盛んに行われるが、主催が県や郡から県や市の教育会、そして各学校での単独開催へと移行し、名称も教育展覧会から学事奨励会などとなつてゆく」(佐々木 2007: 60) とある。資料中の「職員ノ理化学實驗、談話等ヲモ加フ」には、「理化学實驗」という科学的な発表があり、佐々木論文にある「学事奨励会」のような雰囲気であったと推測される。いずれにせよ、「學藝會」に児童のみならず職員も参加していたことが興味深いのに加えて、各時代や学校によっても学芸会の意義は異なっていたものと思われる。また、「學藝會」は、「各部毎ニ行フモノ（隔月一回）」と「學年毎ニ行フモノ（隨時）」とあることから、頻繁に開催されており、結果には校長と教員による「注意訓誡」が加えられて、次回のためとして 1 回ごとに上達の度合いが示されていた。さらに、会の終了後には「批評會」を開いて指導の参考にしたとあり、当校の「學藝會」は佐々木論文が指摘するような学習発表の場として位置づけられていたことが窺える。

「成績品展覧會」では、保護者が学校に集まる機会にあわせて全校児童の綴り方、書き方、図画、手工、裁縫等の成績物を並べて展示していた。これにより、保護者に対して「尋常一學年ノモノヨリ高等二學年ノモノマデ全体ヲ通覽スルガ故ニ年一年ト進歩ノアト見エテ學習セシムルコトノ至樂ヲ感ジ學用品ノ供給復習ノ奨励等ニ注意スルニ至ル」ことを期待していた。つまり学校側は、尋常科 1 学年から高等科 2 学年までの全校児童の成績物を並べることで、小学校で学ぶ内容の全体をみせることができるとともに、学年が上がるほど上達していく様子がわかるため、保護者は子どもに学習させることにこの上ない楽しさを感じて学用品を与えるほか、家庭でも復習の奨励等の声がけを行うようになると見込んでいたのである。「成績品展覧會」の内容からは、学校側の教授に対する家庭の理解や支援を求める意図が窺える。

続く「成績品回覧」であるが、各教科の学習上の奨励に加えて、保護者に児童の成績を知らせることで、ほかとの比較や家庭における学習の奨励に役立たせることが目的とされている。具体的には、毎月 1 教科もしくは 2 教科の成績をとて諸学級のものを 1 綴りにし、成績評価の言葉を付けて各家庭に回覧していた。回覧する学科は、「讀方、綴り方、書き方、図画、算術、地理、歴史、等」であり、これらの学科は、1910（明治 43）年度中にすべての回覧が終了したとある。続けて第 2 回目の回覧を行っており、児童は家庭の奨励を受けたため、普段の学習に力を尽くし、成績が大きく向上するという成果があった。

前述した「成績品展覧會」では、保護者の来校時に成績物を展示していたが、「成績品回覧」では、成績物が各家庭に回覧されていたため、保護者は外出時における諸々の制約なく眺めることができたことだろう。児童の学びの成果を保護者にみてもらうために 2 つの方法をとっていた背景には、的確な教授による着実な学習成果を披露することで家庭から得られる学校への信頼を高めようとする意図があったのではないだろうか。

最後の項目である④「各教科特種的施設」からは、各教科の教授法を知ることができるため、以下【表 2】にまとめた。

ところで、「報告書」が作成された 1911（明治 44）年は、1907（明治 40）年に改正された「小学校令」の時期にあたる。この改正により、尋常小学校の教科は修身・国語・算術・日本歴史・地理・理科・図画・唱歌・体操となり、女子には裁縫が加えられた。また、土地の状況によって手工を加えることが可能となつた。高等小学校の場合は、尋常小学校の教科に手工・農業・商業の 1 科目または数科目を加えられた

が、数科目を課す場合、農業と商業を合わせて課すことは認められなかった。一方で、土地の状況によっては英語を課すことは可能であった。また、英語・農業・商業を随意科目とすることもできた<sup>7</sup>。「報告書」に記載があり、【表 2】にまとめたものは唱歌を除いた尋常小学校の教科であり、当校における基礎的な教科の教授法を記載したものと思われる。なお【表 2】には、1900（明治 33）年に制定され、1907（明治 40）年に改正された「小学校令施行規則」（以下、「規則」）中にみられる各教科の教授内容も比較のために記載した。

【表 2】「報告書」にみられる各教科の「規則」中の教授内容と当校での教授法

教科名	「規則」中の教授内容	当校における教授法の概要
修身科	道徳ノ要旨	・教育勅語および戊申詔書の写本を入学時に配布し、奉読・暗唱・暗書することで徳性涵養、道徳実践の基礎とする。また校訓は、誠実・従順・規律・礼儀・勤儉の 5 徳目とし、略解を付けた印刷物を入学時に児童に配布し、暗唱・暗書させる。
国語科	普通文及小学校教科用読本ノ講読並ニ作文、習字	・発音矯正法・方言訛語については充分に調査し、発音の口形矯正の方法は、各教科との関係について規定を設けて実施励行する。方言訛語は、児童が誤っているものを五十音順によって調査し、学年に相当して漸次矯正する。 ・綴り方、書き方の成績で優良なものを教室に掲示する。上級児童は日誌を作成し、綴り方の実習機会とする。 ・掲示板に、和歌や俳句等を書き、文学趣味を養うとともに仮名遣いや発音等に関する知識を増進させる。
算術科	整数、分数、小数、諸等数、歩合算、比例、求積	・度、量、衡、地積等の測定は、実物もしくは実測標準を運動場や控所に備え置き、休憩時間等において実測、歩測、目測等に利用させる。
歴史科	日本歴史ノ大要	・年表、年代図、歴史画、歴史地図等を各教室や控所に配置し、歴史的観念を養う。
地理科	日本地理及外国地理ノ大要	・地図、部分図、略図等を配置し、位置、交通、産物、人口密度等を教授する。 ・掲示板を用いて、郷土の各所、旧跡に関する事項等を教授する。
理科	博物、物理、化学ノ大要	・学校備品である実物標本機械等を見やすいところに配置し、説明を付して知識の習得に利用させる。 ・掲示板を用いて、時節に適応する動植物の名称や効用等を教授する。
図画科	自在画及簡易ナル幾何画	・写生用説明用の実物標本等を収集し、漸次増加させている。

<sup>7</sup> 宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第一巻 明治編』ぎょうせい、1976 年、611 頁～612 頁。

裁縫科	通常ノ衣服ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方	・教授用雛形、織物標本等を製作し、教授の便益を図つてゐる。
-----	-------------------	-------------------------------

『学制百年史 資料編』p111、当館蔵「明治 44 年以降 施設要項調」より作成。

【表 2】の当校における教授法の概要からは、教職員の工夫を随所から読み取ることができる。具体的には、「修身科」での印刷物の配布や、「国語科」・「地理科」・「理科」での掲示板の利用、「算術科」・「歴史科」の教授において教室以外の施設を利用した教授法、「図画科」・「裁縫科」での標本を用いた教授法があり、これらは単に教室で授業を行うだけでは得られない理解度を高めるための効果を生み出していたといえよう。また、掲示板の利用や休憩時間等を学びに向けさせる方法は、児童の自主的学習増進の効果もあったと推測される。

このように、当校の教授での工夫は画期的な取り組みであったと思われるが、同時期の県内他校の小学校教育はどのようなものであったのだろうか。自治体史からその概要を探ってみたい。

『仙台市史 通史編 7 近代 2』には、大正前期に新教育が普及し、教員本位から児童中心へ、注入教授から自発学習へといった児童の自発的な教育を促す教育方針に転換していったとの記述がある<sup>8</sup>。新教育の方法を示すものの 1 つに、宮城県栗原郡若柳村（現：宮城県栗原市）出身の及川平治（1875－1939）が 1912（明治 45／大正元）年に刊行した『分団式動的教育法』がある。『宮城県教育百年史 第二巻 大正・昭和前期編』には、『分団式動的教育法』刊行後の県内の小学校教育の運営について、学校資料をもとにした記述がみられる。いくつかあげてみると、荒町小学校（現：仙台市立荒町小学校）の 1915（大正 4）年の資料には、それまでなかった「研究会及び職員会」や「植物園係」の新設等がみられ、荒町小学校における新教育のはじまりが窺える。また、校内に「教科研究部」と「実地研究部」を置き、「実地研究部」には「同學年研究部」を設けたとの記録もある<sup>9</sup>。これは、本稿の【表 1】に示した「同學年打合會」や「實地授業研究會」と類似したものであったと推測される。

中田小学校（現：仙台市立中田小学校）には、1917（大正 6）年に作成された校内の全教員が教育内容の改善についての意見を出していたことがわかる資料<sup>10</sup>があり、旧来の教育から新教育へと転換していく過程での当時の教員たちの努力と苦労を今に伝えるものとなっている。

このほかにも、大正初期の小学校新教育に関して注目すべき出来事として、瀬峰小学校（現：栗原市立瀬峰小学校）における教育の実践が業績顕著であるとして 1917（大正 6）年に知事表彰を受けたほか、同時期に前述した及川平治を講師とした「動的教育講習会」が県内で開催されたこと、1921（大正 10）年以降から構築されてきた元涌谷小学校（現：涌谷町立月将館小学校（2011（平成 23）年に涌谷町立涌谷第二小学校（旧：元涌谷小学校）と涌谷町立涌谷第三小学校を統合して開校））の画期的な教育方法等<sup>11</sup>が紹介されている。本稿においてこれらを詳述することは控えるが、いずれの例からも大正に入り、県内の小学校が新教育へと舵を切ったことでさまざまな取り組みが開始されたことがわかる。

ここまで「報告書」の内容について①～④の項目ごとに紹介してきた。明治末の当校では、教材の研究

<sup>8</sup> 前掲註 2：仙台市史編さん委員会『仙台市史 通史編 7 近代 2』200 頁。

<sup>9</sup> 宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第二巻 大正・昭和前期編』ぎょうせい、1977 年、384 頁～385 頁。

<sup>10</sup> 前掲註 9：宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第二巻 大正・昭和前期編』386 頁。

<sup>11</sup> 前掲註 9：宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第二巻 大正・昭和前期編』388 頁、850 頁～863 頁。

や教授用具の整備に加えて、学芸会、成績品展覧会および回覧、独自の教授法等、実に多彩な取り組みがなされていた。①「各教科教材研究」では、教授を的確に進めるために各教科の研究主任が教材の研究・調査を行っており、“研究ノート”ともいべき資料には、教授内容に関する細かな情報が詰め込まれていた。また、②「教授用具及學用品ノ整備」では、当校の基準に合った整備がなされていたとともに、それらを販売する「共同購買部」を校内に設けていたことは注目に値する。校内で学用品を揃えられたほか、「共同購買部」の運営や利益によって得られる利点もみられ、合理的なシステムであったといえよう。

③「學藝會・運動會・成績品展覧會・成績品回覧」からは、「運動會」に関する記述はないものの、普段の教授の復習や家庭とのつながりを意識した取り組みであったことが窺える。「學藝會」は、学びの成果を発表して終わりではなく、教員からのフィードバックもなされていた。繰り返し復習し、学びを定着させようとしていた当校のねらいがみてとれる。「成績品展覧會」では、保護者が来校する機会にあわせて成績物の展示を行っていた。一方、「成績品回覧」では、家庭に成績物を回覧していた。展覧会と回覧という両者の違いの1つは、成績物が立体であるか否かであるだろう。「成績品展覧會」の対象学科には、手工と裁縫があり、これらは立体の成績物であったと推測され、回覧するには不向きであったことから、「成績品展覧會」に組み込まれたのだと考えられる。一方で、展示も回覧もなされていた学科があり、それは「綴り方、書キ方、圖画」なのであるが、これらの学科は当校がより力をいれていたものということだろうか。展示に加えて回覧もしやすかったとも考えられるが、いずれにせよ、「成績品回覧」の対象学科は「成績品展覧會」のものより多かった。これには、家庭でじっくりみてもらうという意図が窺え、上記の展示も回覧もされていた学科は、ほかとの比較のしやすさや進度の具合がわかりやすいものであったとも推測できる。ともかく、これらによって保護者に学校教育の成果を知ってもらい、児童を激励することで、さらに熱心に学習させようとする当校の綿密な計画性がみてとれよう。

④「各教科特種的施設」からは、当校独自の教授法が窺えた。いずれも、座学形式だけでは得られない学びの効果が期待できるものであったほか、「国語科」における発音や方言の矯正等、仙台という地域ならではの教授法もみられた。当時の教職員たちは「規則」に示された教授内容にさまざまな工夫を凝らして児童の教授にあたっていたことがわかるとともに、場所を選ばない教授法は自然に児童を学びに向かせる工夫であったといえよう。

県内の各小学校独自の新教育にかかわる取り組みは、前述したように大正期になってから一部で活発に行われ、次第に県内各地に拡大していった。この発端の1つとして、及川平治が『分団式動的教育法』を刊行したことは前述のとおりである。一方で、これまで述べてきた当校の取り組みは、明治末から実践されており、当該期に打ち出された新教育の先駆けであったといえないだろうか。そうであるならば、当校が仙台市内中心部の小学校として、早くから先進的な教育を実施していたことは大いに評価できよう。

このほか「報告書」には、【表1】で触れた研究会に加えて、野外教授等の記載があり、当時における校内の具体的な状況が窺える。『宮城県教育百年史 第一巻 明治編』によると、当校の野外教授は1905(明治38)年の段階ですでに実施されていたようである<sup>12</sup>。これに関して、当館所蔵の「日誌」には、【表1】で紹介した各会や野外教授のほか、興味深い内容の記述があるため、以下より紹介する。

<sup>12</sup> 前掲註7:『宮城県教育百年史 第一巻 明治編』614頁～615頁。

### 3. 「日誌」にみる明治末 南木町小学校各会等の実施状況

「日誌」には、タイトルにもあるように、1910（明治43）年の当校や周囲に関する内容が月日・天気・出来事という構成で簡潔に記載されている。以下【表3】では、「日誌」にみられる各会等に関する記述を時系列に沿って抜き出し、まとめた。

【表3】「日誌」に記載のある各会等

月日	各会等	備考
1月20日（木）	「職員會」	
1月27日（木）	「図画教授上ノ批評會」	
2月5日（土）	「図画講習會」	講師は師範学校教諭。仙台市長や学務係来席のほか、他校より十数名の参観者あり（2月5日）。
2月7日（月）		
2月9日（水）		
2月24日（木）	「教授批評會」	
2月25日（金）	「体操教授上ノ批評會」	
4月28日（木）	「参観教員批評會」	
5月3日（火）	「部長會」	
5月4日（水）	「職員會」	
5月13日（金）	「尋常五年以上野外教授」	
5月19日（木）	「研究授業ノ批評會」	他校より数名の参観教員あり。
5月21日（土）	「白晝幻燈會」 (尋常五年以上)	荒町小学校長等、参観者あり（5月21日）。
5月23日（月）	同（尋常一年以上）	
6月10日（金）	「図画教授批評會」	
6月17日（金）	「職員會」	
6月18日（土）	「市外参観者ノ研究會」	
6月24日（金）	「父兄會」「学藝會」	来校者200余名（6月25日）。
6月25日（土）	同（尋常五年以上）	
6月30日（木）	「校長以下部長會」	
7月7日（木）	「職員會」	
7月12日（火）	「他校参観報告會」	2名の教員の氏名が記載。
7月27日（水）	「他校参観教育上ノ報告會」	職員が東二番丁小学校へ出張。
8月13日（土）	他校からの参観	鬼首、鳴子、生出の各小学校から3名来校。
8月23日（火）	「図画展覽會」	午前8時から午後4時まで参観者あり。
9月16日（金）	「職員會」	
9月19日（月）	「部長會」	
9月26日（月）		
9月29日（木）	「授業研究會」	

10月1日（土）	「部長會」	
10月13日（木）	「研究授業ノ批評會」	
10月17日（月）	「運動會」	
11月15日（火）	「綴方授業ノ批評研究會」	
11月21日（月） 11月22日（火）	「幻燈會」 同、「父兄會」（尋常五年以上）	視学、教育會長、学務係のほか、東二番丁小、荒町小、連坊小路小から參觀者あり（11月21日）。 学務係、教育会書記のほか、立町小校長參觀（11月22日）。 「來會案内状持參ノ数」は259名。
11月29日（火）	「授業研究批評會」	
12月8日（木）	「東六番丁小学校ニ於テ唱歌講習會」	当校職員出張。
12月9日（金）	「地理教授研究批評會」	
12月15日（木）	「學級授業研究會」	当校の訓導によるもの。
12月16日（金）	「唱歌講習會」	講師は「四釜師範學校教諭」ほか。
12月19日（月）	「部長會」	

当館蔵「明治43年日誌」より作成。

【表3】によると、1910（明治43）年だけでも各会等が41回とかなり多く開催されていたことがわかる。最も開催が多いのは、各「批評會」および「批評研究會」で年間10回開催されていた。個別教科についてのものもあるが、「研究授業ノ批評會」（5月19日、10月13日）や「授業研究批評會」（11月29日）と記載されたものもある。これらを【表1】に当てはめて検討してみよう。【表1】でまとめた「施設要項調」は、「日誌」が作成された翌年の作成であるため、名称に多少の差異があるが、おおよそ同様のものと思われる項目が多い。上記のうち、「研究授業ノ批評會」と「授業研究批評會」を除く「批評會」は、【表1】の「同學年打合會」もしくは「同学年授業參觀」に該当するだろう。「研究授業ノ批評會」と「授業研究批評會」については、5月19日に開催された「研究授業ノ批評會」に他校から教員の參觀があったことが記されているため、「實地授業研究會」に該当すると思われる。また、教員の研究会および講習会には、当校の訓導による「學級授業研究會」（12月15日）や、外部講師による「図画講習會」（2月5日・7日・9日）、「唱歌講習會」（12月16日）、東六番丁小学校へ当校職員が出張した「唱歌講習會」（12月8日）があった。加えて、「他校參觀教育上ノ報告會」（7月27日）は、当校教員が仙台市内の東二番丁小学校へ出張しているため、【表1】の「市内小学校の參觀」に該当するが、「他校參觀報告會」（7月12日）は、2名の教員の氏名が記載されていることから、【表1】の「市外小学校の參觀」の可能性もある。なお、他校から參觀に來た教員もいたことがわかり（8月13日）、【表1】にまとめた研究会や參觀は他校でも行われていたことが推測される。これに関して、『宮城県教育百年史 第一巻 明治編』でも亘理尋常高等小学校の例をあげ、1905（明治38）年度の「亘理尋常高等小学校教授訓練ニ関スル報告」のなかに「職員ノ他校參觀」という項目があり、當時、全県を通して教員の研究交流が活発に行われてい

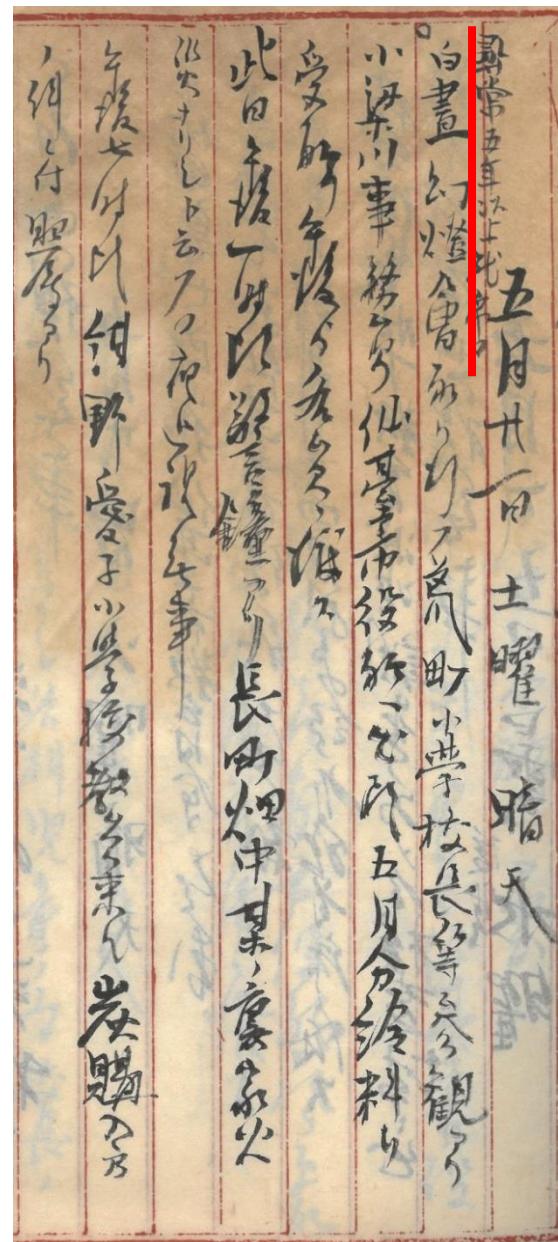
た点について指摘している<sup>13</sup>。

ここまで述べたものは主に教員に関する項目であったが、児童が主体のものとして「尋常五年以上野外教授」(5月13日)、「白晝幻燈會」(5月21日・23日)、「幻燈會」(11月21日・22日)がある。前述したように、当校の「野外教授」は1905(明治38)年の段階ですでに行われていたが、「幻燈會」とは

どのようなものであったのだろうか。

大久保遼氏によると、幻燈とは、電燈やランプなどの光源を用いてスライドに描かれたイメージを、レンズを通して拡大し、映写幕に投影する装置であり、「幻燈會」は、明治期の小学校において盛んに開催されていたものであったという<sup>14</sup>。また、民間業者が比較的廉価な機器の販売をはじめたことで、1880年代後半から各地の学校や教育会による幻燈機の購入が進み、全国に普及したようである<sup>15</sup>。当時は子どもをはじめとする非識字層に対し、映像と声による教育を可能にする幻燈が積極的に導入された。なお、各学校等が開催していた「幻燈會」には1880年代から保護者等、生徒以外の参観者もいたことが示されている。大久保氏によると、「幻燈會」は日清戦争前後から、それ以前は学事奨励のためとされていたものが、軍事奨励のためのものへと変化していったそうだが<sup>16</sup>、これらの詳細については氏の論考を参照願いたい。

「日誌」から、1910(明治43)年における当校の「幻燈會」は5月と11月に計4回開催されており、他校等からの参観者が確認できた。特に11月に開催されたものでは、他校からの参観者に加えて、視学や教育会長、学務係、教育会書記が来校し、「来会案内状持参ノ数」は259名とある。ここから、当校の「幻燈會」は関係各所に向けて事前に案内状が送られ、当校のみの行事としてではなく、広く大々的に開催されていたことがわかり、多くの参観者がある点は大久保論文で取り上げている「幻燈會」の記述とも重なる。「日誌」上には上映内容等の具体的な記載はないが、各方面から参観者が一堂に会すことで「幻燈會」は教育という目的に加えて参観者同士の交流の場にもなっていたと推測できる。



【写真2】「日誌」中の「白晝幻燈會」の記述（傍線筆者）

<sup>13</sup> 前掲註7:『宮城県教育百年史 第一巻 明治編』609頁~611頁。

<sup>14</sup> 大久保遼「明治期の幻燈会における知覚統御の技法—教育幻燈会と日清戦争幻燈会の空間と観客—」『映像学』第83号、日本映像学会、2009年、6頁~7頁。

<sup>15</sup> 前掲註14:大久保遼「明治期の幻燈会における知覚統御の技法—教育幻燈会と日清戦争幻燈会の空間と観客—」10頁。

<sup>16</sup> 前掲註14:大久保遼「明治期の幻燈会における知覚統御の技法—教育幻燈会と日清戦争幻燈会の空間と観客—」10頁~12頁。

なお、県内における他校での「幻燈會」の記述は、『宮城県教育百年史 第二卷 大正・昭和前期編』で紹介されている荒町小学校の日誌にみられる。荒町小学校の「幻燈會」は、1916（大正5）年11月16日（木）に開催され、午前9時から12時までは児童、午後は保護者が観覧したようである<sup>17</sup>。具体的な内容を知ることはできないが、大正期に「幻燈會」が開催されていたことがわかる記述である。これと比較して、当校の「幻燈會」は明治末に開催されていたことや、外部から多くの参観者があったことに鑑みると、当校はこの時期の仙台市内の小学校教育の場で先駆的かつ中心的な役割を果たしていたといえるのではないだろうか。

#### 4.おわりに

ここまで、当館所蔵の「施設要項調」と「日誌」の内容について紹介してきた。「施設要項調」には、明治末に行われていた他校も含めた研究会や講習会の状況に加えて、質の高い教授を行うための教材研究や教授用具等の整備、家庭に対して学習成果を示すために行われていた学芸会や成績品展覧会および回覧、一部教科の教授法等の記載があり、当校独自の取り組みのほか、児童の自発的な学びを推進していた新教育の先駆けとみられる内容が窺えた。一方「日誌」には、「施設要項調」に記載のある研究会や他校参観等の内容がみられ、実際にこれらを行っていたことが確認できた。さらに、外部から参観者を募って大々的に開催された「幻燈會」からは、当校において外部も巻き込んだ教育活動が行われていた様子を窺うことができた。

ところで、明治期における宮城県の小学校就学率は、1895（明治28）年に男女あわせて全国1位となった。この少し前の1890（明治23）年には、1886（明治19）年の「小学校令」に代わる「第2次小学校令」が公布されており、翌1891（明治24）年には「第2次小学校令」にもとづいて各教科の要旨を定めた「小学校教則大綱」が制定されたほか、「小学校設備準則」等も定められて小学校制度の整備が進んだ<sup>18</sup>。宮城県内の小学校就学率の上昇に、上記の制度が功をなしたことは言うまでもないが、全国1位となるまでには、これ以前から各方面による並々ならぬ努力があった。本稿の最後にその概要を述べておきたい。

1872（明治5）年に「学制」が公布されてからの県内の男女あわせた小学校就学率は、翌1873（明治6）年から1878（明治11）年頃までは35パーセント前後であった<sup>19</sup>が、1881（明治14）年頃から大きく上昇し始める。当時はいわゆる「改正教育令」の時期にあたり、宮城県内では1882（明治15）年に「就学督責規則」を制定して就学を奨励した<sup>20</sup>。「就学督責規則」が制定される前年からさまざまな準備がなされていたことが推測でき、この時期の就学率上昇には、この影響もあったと思われる。

なお、就学率を男女別にみると、明治初期における男子の就学率に対して、女子は極端に低かった。このような状況の打開策として広く知られているのが、小学校への裁縫教育の導入である。当時、裁縫は女性にとって生活のための必須の心得であった。1876（明治9）年に培根小学校（現：木町通小学校）に女子のための「裁縫科」が設置されたことを契機として、県内各地の小学校に「裁縫科」が設置されていっ

<sup>17</sup> 前掲註9：宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第二卷 大正・昭和前期編』385頁。

<sup>18</sup> 前掲註7：宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第一卷 明治編』605頁。

<sup>19</sup> 前掲註7：宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第一卷 明治編』130頁～131頁。

<sup>20</sup> 前掲註7：宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第一卷 明治編』594頁～595頁。

た。これ以降、小学校に入学する女子が増加し、就学率も上昇していくのである。また、宮城県内の裁縫教育に大きな功績を残したことで知られる朴澤三代治（1822－1895）が1879（明治12）年に松操私塾を開いたことで、卒業生から小学校の裁縫教員となる女性や、自ら裁縫私塾を設立する女性を輩出した。このように、女性たちが小学校や裁縫私塾等で裁縫を学んだのちに、教員の仕事や自らの私塾を通して次の世代へ裁縫教育を伝播していくという流れが生まれ、小学校で裁縫を学ぶ女子を支える一種のサイクルが形成されていたのである。

「学制」の公布は、近代教育のはじまりを意味するが、国民皆学の理想とはほど遠く、新しい教育体制が当初から人々に受け入れられたわけではなかった。そこで、就学奨励のために学校によっては教員らが保護者を集めて学校教育の必要性を説いたほか、職業についている青少年のための夜学校の開設や学齢外の者のための変則科を置いた例もあった<sup>21</sup>。以後、次第に小学校の教育制度が整備されていったが、このような各校の緻密な努力は、県内の近代教育史を語る上で見逃すことはできない。就学率の上昇は、近代の小学校教育が世間に受け入れられていったことを表している一方、その裏で奮闘した人々の成果を伝えているものもある。

本稿では、明治末の南木材町小学校の学校資料から、当時の教育体制や実践の様子を紹介してきた。当校において明治末から新教育と思われる取り組みがなされていたことからは、時代の流れを読みながら、率先して先駆的な教育を目指していた様子が窺え、注目に値する。前述した小学校の就学率が上昇していく過程もふくめて、宮城県では明治から大正にかけて実に多様な取り組みがなされており、教育現場を担った人々は、常に進化を続ける教育に対して変わらぬ熱意をもって試行錯誤を繰り返していた。本稿で紹介した資料は、新教育に関する取り組みのものであったが、既存の成果とあわせて宮城県内の近代教育の一端を明らかにできたのではないだろうか。

明治から大正にかけての宮城県および仙台市の小学校教育の状況は、『宮城県教育百年史』や『仙台市史』等によって概観できるが、各小学校で行われていた独自の運営法や教授法といった個別的な事例の解明は今後さらなる調査が必要であると思われる。本稿では、当館所蔵の南木材町小学校の資料紹介がメインとなり、より深い内容の検討に入ることができなかったため、他校の調査とあわせて今後の課題としたい。

#### 〈参考文献〉

- 大久保遼「明治期の幻燈会における知覚統御の技法—教育幻燈会と日清戦争幻燈会の空間と観客—」『映像学』第83号、日本映像学会、2009年
- 佐々木正昭「学校の祝祭についての考察：学芸会の成立」『人文論究』第57号（1）、関西学院大学人文学会、2007年
- 仙臺市史編纂委員會『仙臺市史4 別編2』仙臺市役所、1951年
- 仙台市史編さん委員會『仙台市史 通史編6 近代1』仙台市、2008年
- 仙台市史編さん委員會『仙台市史 通史編7 近代2』仙台市、2009年
- 宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第一巻 明治編』ぎょうせい、1976年

<sup>21</sup> 前掲註7：宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第一巻 明治編』582頁。

宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第二巻 大正・昭和前期編』ぎょうせい、1977年  
文部省『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会、1972年

〈資料〉

「明治43年 日誌」(1-1-01-000168) 仙台市公文書館蔵

「明治44年以降 施設要項調」(1-1-01-000171) 仙台市公文書館蔵

## IV 参考資料

### ○仙台市公文書等の管理に関する条例

令和五年三月一四日  
仙台市条例第一号

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 公文書の管理（第四条—第十四条）
- 第三章 歴史的公文書等の保存、利用等（第十五条—第三十三条）
- 第四章 仙台市公文書館（第三十四条—第三十七条）
- 第五章 雜則（第三十八条・第三十九条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であることに鑑み、公文書管理の基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理並びに歴史的公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

###### （定義）

第二条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - 二 博物館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（歴史的公文書を除く。）
- 2 この条例において「歴史的公文書」とは、公文書のうち、歴史資料として重要なものとして第十一条第一項の規定により保存されているもの及び同条第四項の規定により市長に移管されたものをいう。
- 3 この条例において「歴史的公文書等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 歴史的公文書
  - 二 法人その他の団体（本市を除く。以下「法人等」という。）又は個人から本市が設置する公文書館へ寄贈された文書、図画及び電磁的記録（公文書を除く。）
- 4 この条例において「実施機関」とは、市長、議会の議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

#### (他の法令等との関係)

第三条 公文書及び歴史的公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### 第二章 公文書の管理

#### (公文書の管理に関する原則)

第四条 実施機関の職員は、市の諸活動を市民に説明する責務を有することを認識し、事務の適正かつ能率的な執行に資するよう、公文書の作成、整理、保存等を適切に行わなければならない。

#### (公文書の作成)

第五条 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

#### (整理等)

第六条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適當であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

- 2 実施機関は、別に定めるところにより、単独で管理することが適當であると認める公文書及び公文書ファイル（以下これらを「公文書ファイル等」という。）について分類し、名称を付するとともに、保存期間を設定しなければならない。
- 3 実施機関は、別に定めるところにより、前項の規定により設定した保存期間を延長することができる。

#### (歴史的公文書選別基準)

第七条 市長は、歴史資料として重要な公文書を選別するための基準を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の基準（以下「歴史的公文書選別基準」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ仙台市公文書等管理・情報公開審議会条例（令和五年仙台市条例第二号）第一条第一項の規定により置かれる仙台市公文書等管理・情報公開審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

#### (保存期間が満了したときの措置の定め)

第八条 市長は、公文書ファイル等について、保存期間（第六条第三項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあっては引き継ぎ保存する措置を、それ以外のものにあっては廃棄する措置をとるべきことを定めるものとする。

- 2 市長以外の実施機関は、必要に応じて市長と協議を行い、公文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあっては市長へ移管する措置を、それ以外のものにあっては廃棄する措置をとるべきことを定めるものとする。

(保存)

第九条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(公文書ファイル管理簿)

第十条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、別に定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項（仙台市情報公開条例（平成十二年仙台市条例第八十号。以下「情報公開条例」という。）第七条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、一年未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

- 2 市長以外の実施機関は、毎年度、公文書ファイル管理簿を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、毎年度、各実施機関が作成した公文書ファイル管理簿を取りまとめ、公表しなければならない。

(保存期間が満了した公文書の取扱い)

第十一条 市長は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第八条第一項の規定による定めに基づき、歴史的公文書として引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により引き続き保存する公文書ファイル等について、第十八条第四項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨を記録しなければならない。
- 3 市長は、第一項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等（市長が定めるものを除く。第六項において同じ。）を廃棄しようとするときは、市長が定めるところにより、あらかじめ当該公文書ファイル等が歴史的公文書選別基準に該当するか否かについて審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第八条第二項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合において、市長は、当該移管された公文書ファイル等を歴史的公文書として保存しなければならない。
- 5 市長以外の実施機関は、前項の規定により市長に移管する公文書ファイル等について、第十八条第四項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。
- 6 市長以外の実施機関は、第四項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による協議があったときは、市長が定めるところにより、当該公文書ファイル等が歴史的公文書選別基準に該当するか否かについて審議会の意見を聴くものとする。

8 市長は、前項の審議会の意見を踏まえ、当該公文書ファイル等が歴史的公文書選別基準に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、市長へ移管する措置をとることを求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該公文書ファイル等を市長に移管することが適切であると認めるときは、第八条第二項の規定による定めを変更し、当該公文書ファイル等を市長に移管するものとする。

(管理状況の公表)

第十二条 市長以外の実施機関は、公文書ファイル管理簿の作成状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、各実施機関における公文書ファイル管理簿の作成状況その他の公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(管理体制の整備)

第十三条 実施機関は、別に定めるところにより、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

(適用除外)

第十四条 この章の規定は、歴史的公文書には適用しない。

### 第三章 歴史的公文書等の保存、利用等

(歴史的公文書等の保存)

第十五条 市長は、歴史的公文書等について、第三十二条第一項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 市長は、歴史的公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第十六条 市長は、歴史的公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

(目録の作成)

第十七条 市長は、歴史的公文書等の分類、名称その他の歴史的公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(歴史的公文書等の利用請求)

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、前条の目録の記載に従い、市長に対し、歴史的公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。

2 利用請求は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用請求書」という。）を市長に提出して行わなければならない。ただし、利用請求に係る歴史的公文書等に、公表を目的として作成し、又は取得した情報その他明らかに利用することができる情報が記載され

ている場合であって、市長が利用請求書の提出を要しないと認めたときは、市長が定める簡便な方法によることができる。

- 一 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- 二 前条の目録に記載された利用請求に係る歴史的公文書等の名称
- 3 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 市長は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に応じなければならない。
  - 一 当該利用請求に係る歴史的公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
    - イ 情報公開条例第七条第一号に掲げる情報
    - ロ 情報公開条例第七条第二号に掲げる情報
    - ハ 情報公開条例第七条第三号に掲げる情報
    - ニ 情報公開条例第七条第四号に掲げる情報
    - ホ 情報公開条例第七条第六号イ及びホに掲げる情報
  - 二 当該利用請求に係る歴史的公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈されたものであって、当該期間が経過していない場合
  - 三 当該利用請求に係る歴史的公文書等の原本を利用に供することにより当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は市長が修復作業その他の業務のために当該原本を現に使用している場合
- 5 市長は、利用請求に係る歴史的公文書等が前項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該歴史的公文書等が作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該歴史的公文書等に第十二条第二項の規定による記録がされ、又は同条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該記録又は意見を参照しなければならない。
- 6 市長は、利用請求に係る歴史的公文書等の一部に第四項第一号イからホまでに掲げる情報又は同項第二号の条件に係る情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該利用請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該情報が記録されている部分以外の部分を利用させなければならない。

#### （歴史的公文書等の利用請求に対する決定）

第十九条 市長は、利用請求に係る歴史的公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 市長は、利用請求に係る歴史的公文書等の全部を利用させないとときは、利用させないとする旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

#### （利用決定等の期限）

第二十条 前条の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から十四日以内にしなければならない。ただし、第十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を利用請求があった日から六十日を限度として延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第二十一条 利用請求に係る歴史的公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から六十日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る歴史的公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの歴史的公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの歴史的公文書等について利用決定等をする期限

（本人情報の取扱い）

第二十二条 市長は、第十八条第四項第一号ロの規定にかかわらず、同号ロに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている歴史的公文書等について利用請求があった場合において、市長が定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史的公文書等につき同号ロに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第二十三条 利用請求に係る歴史的公文書等に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書等の名称その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 一 市
- 二 国
- 三 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第二項に規定する独立行政法人等
- 四 他の地方公共団体
- 五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 六 利用請求者

- 2 市長は、第三者に関する情報が記録されている歴史的公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第七条第二号ロ又は第三号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書等の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 市長は、歴史的公文書であって第十八条第四項第一号ニに該当するものとして第十一条第五項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該歴史的公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る歴史的公文書の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 市長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史的公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該歴史的公文書等について利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、市長は、利用決定の後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第二十四条 市長が歴史的公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により歴史的公文書等を利用させる場合にあっては、当該歴史的公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用の負担）

第二十五条 前条の規定により歴史的公文書等の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずる方法として市長が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外）

第二十六条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（審議会への諮問等）

第二十七条 市長は、利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る歴史的公文書等の全部を利用させることとする場合（当該歴史的公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 審査請求が、審議会によって、市民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

2 市長は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請求についての裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第二十八条 市長は、前条第一項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

二 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る歴史的公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第二十九条 第二十三条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る歴史的公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る歴史的公文書等を利用させる旨の裁決

(第三者である参加人が当該歴史的公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(利用の促進)

第三十条 市長は、歴史的公文書等（第十八条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第三十一条 歴史的公文書を移管した市長以外の実施機関が市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該歴史的公文書について利用請求をした場合には、第十八条第四項第一号の規定は、適用しない。

(歴史的公文書等の廃棄)

第三十二条 市長は、歴史的公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要ななくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により文書を廃棄するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(歴史的公文書等の保存及び利用状況の公表)

第三十三条 市長は、歴史的公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

第四章 仙台市公文書館

(設置)

第三十四条 歴史的公文書等を適切に保存し、及び市民の利用に供するため、公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）第五条第一項の規定に基づき、公文書館を設置する。  
(名称及び位置)

第三十五条 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市公文書館	仙台市青葉区貝ヶ森五丁目六番一号

(事業)

第三十六条 公文書館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 歴史的公文書等を保存し、一般の利用に供すること
- 二 歴史的公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと
- 三 歴史的公文書等の普及活動に関すること
- 四 前三号に掲げるもののほか、第三十四条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(賠償)

第三十七条 公文書館の建物、附属設備又は歴史的公文書等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

## 第五章 雜則

(研修)

第三十八条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

第三十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第七条、第三章、第四章並びに附則第三項から第五項まで及び第七項の規定 令和五年七月三日
  - 二 第八条、第十条から第十二条まで及び次項の規定 令和六年四月一日
- (経過措置)
  - 2 第八条及び第十条から第十二条までの規定は、これらの規定の施行の日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について適用する。
  - 3 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の際現に市長が歴史資料として重要であると認め特別に保存している文書、図画及び電磁的記録については、歴史的公文書等とみなす。
  - 4 市長は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（次項において「第二号施行日」という。）前に職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって保存期間が満了したもの

について、歴史資料として重要なものと認めるものにあっては歴史的公文書として引き続き保存し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。

5 市長以外の実施機関は、第二号施行日前に職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって保存期間が満了したものについて、歴史資料として重要なものと認めるものにあっては市長に移管し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。この場合において、市長は当該移管された公文書を歴史的公文書として保存しなければならない。

仙台市公文書館年報 第2号（令和6年度）  
令和8年1月発行  
編集・発行：仙台市総務局文書法制課公文書館  
〒981-0942 仙台市青葉区貝ヶ森五丁目6番1号  
TEL:022-303-6074 FAX:022-279-8811  
E-mail: [koubun@city.sendai.jp](mailto:koubun@city.sendai.jp)